平成２８年（フ）第１７４号
広島市安佐南区上安１丁目18番20―502号グランボヌール上安、開始決定時の住所広島市安佐南区伴東２丁目２番20号
破産者　代　　元三
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４３９号
広島県東広島市福富町下竹仁1221番地２
破産者　藤賀　千晴
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２４１号
釧路市桜ケ岡６丁目42番４号
破産者　秋田　裕之
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１２５号
青森市大字大野字鳴滝64番地202、開始決定時の住所青森市大字大野字若宮184番地13
破産者　小野江倫子
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２９号
京都市下京区梅小路東町27番地
破産者　Ｓ＆Ｔこと　福井　作二
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２３９号
滋賀県草津市野村２丁目18番23号
破産者　德田　純男
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０７６号
京都府相楽郡精華町祝園西１丁目15番地13ルミナスハイムⅠ―208号、前住所京都府京田辺市薪畠８番地33
破産者　大石　正也
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５０１号
京都府城陽市枇杷庄島ノ宮106番地　グレースＹＹＵ―30　202号、前住所京都府城陽市枇杷庄島ノ宮50番地の４　いずみ荘
破産者　吉﨑　裕之
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６５７号
京都市北区紫野大徳寺町67番地79、前住所京都市上京区智恵光院通出水上る天秤丸町181番地７
破産者　坂田　昌啓
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６７５号
京都府木津川市州見台１丁目21番地11　フランコリーヌ105号
破産者　中畑　邦子
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５５号
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山2382番地３
破産者　田中　眞二
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第２１１号
熊本市南区日吉２丁目３番50号　松本荘２階８号室、前住所熊本県宇土市松山町2419番地５
破産者　山本　幸三
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

免責許可決定

平成２８年（フ）第１０２３号
千葉県習志野市実籾５丁目23番18号　ハイツ神田201号
破産者　深野　康夫
1　決定年月日　平成29年１月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１６３号
千葉県市原市五井東２丁目８番地１　コーポ宮田２―２
破産者　秋葉　幸徳
1　決定年月日　平成29年１月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５７４号
千葉県市川市下新宿８番１号
破産者　大泉　　勉
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６７９号
千葉市中央区村田町６番地26
破産者　石橋　淳一
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９８９号
千葉県船橋市上山町１丁目214番地82
破産者　清塚　　誠
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６６０号
千葉県八千代市八千代台北15丁目24番10号ハピネスＢ棟103号
破産者　森　　直也
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７７７号
千葉県習志野市東習志野３丁目12番13―306号
破産者　桂田　　淳
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係